

日運搬回数 <基本的基準第1・2>		<基準：1日100回>			
路線名	一日運搬回数(最大)	内 訳			
① ○○市道	25	10トシ車	25回	トシ車 回	トシ車 回
国道○○号	25	10トシ車	25回	トシ車 回	トシ車 回
県道○○号線	25	10トシ車	25回	トシ車 回	トシ車 回
国道○○号	25	10トシ車	25回	トシ車 回	トシ車 回
○○市道	25	10トシ車	25回	トシ車 回	トシ車 回
② ○○市道	25	10トシ車	25回	トシ車 回	トシ車 回
国道○○号	25	10トシ車	25回	トシ車 回	トシ車 回

運搬車両間隔 前車との間におおむね(500)m以上の間隔をとる。<基準：500m>

7 運行時間 <基本的基準第3・4>

経路名	運行時間	経路名	運行時間
① ○○市道	9:00～17:00迄	② ○○市道	9:00～17:00迄
国道○○号	9:00～17:00迄	国道○○号	9:00～17:00迄
県道○○号線	9:00～17:00迄		～ 迄
国道○○号	9:00～17:00迄		～ 迄
○○市道	9:00～17:00迄		～ 迄

【通学路】 ■ 運搬経路が通学路等にあたる場合、通学時間帯における運行を避けます。法定速度や横断歩道における歩行者優先を厳守し、通学児童等に特に注意します。

8 過積載、粉じんの発生、水たれ、荷こぼれ、無謀運転、踏切事故等の防止方法<基本的基準第5～7>

【過積載】 ■ 過積載防止のため、土砂積込はダンプ荷台枠の高さ5cm以下を最大積載量とします。

【粉じん・水たれ・荷こぼれ】

- 積み込み作業は必ず路外において行い、積み込み・積みおろしのための路上での車両待機はしません。
- 振動・粉じん・騒音等の主な原因である急発進、急加速等を極力避けて運転します。
- 搬出・搬入場所の出入口等特に土砂の落下の著しい地点には道路清掃員を置き、清掃を行います。
- 土砂の運搬に際しては、道路への土砂の落下や荷こぼれによる道路の汚れを清掃します。
- 車両の洗浄や搬出・搬入場所の出入口等への散水など、防じん対策を行います。
- 定量積みを厳守し、荷こぼれに伴う粉じん防止のため、飛散等のおそれがある場合には、運搬する土砂にシートをかけます。

【無謀運転】 ■ 運転者の健康管理と交通安全教育を充分に行い、交通事故防止の徹底を図ります。

【踏切事故】 ■ 第4種踏切付近等、危険箇所と目される地点に、交通事故防止の為に交通監視員を配置します。

9 道路及び道路の付属物の維持補修、交通安全施設の整備等に係る具体的措置

- 運搬経路等の点検を定期的に行い、不良箇所や異常を発見した場合、道路管理者及び関係機関へ速やかに報告する等、問題発生前の早期対応に努め、問題発生後には解決のための迅速・誠実な対策を講じます。
- 搬出・搬入場所の出入口付近には、安全確保のため、工事看板を設置する等、事故防止に努めます。

10 交通監視員及び道路清掃員の配置 <基本的基準第6・7>

- 交通監視員 4人(土砂発生場所及び運搬先の車両の出入口に各1名配置、幅員5m未満の道路に1名配置)
- 道路清掃員 4人(土砂発生場所及び運搬先の車両の出入口に各1名配置、1名は定期的に運搬経路を巡回して、汚れている箇所を清掃します。)

11 その他交通事故及び生活障害防止の方法

- 【安全教育】 ■ 毎日の安全朝礼及び安全工程打ち合わせにて、協定（協議書）の重要事項を周知徹底します。
 - 新たに当該事業へ従事する者がある場合には、その都度安全教育を実施し、運転者の安全意識の高揚に努めます。
- 【生活障害】 ■ 通勤車両等により交通渋滞が生じる経路については、可能な限り、その時間帯・箇所の通行を控えます。
- 【運搬経路】 ■ 幅員が狭く歩道が充分でない道路では、法定速度、横断歩道における歩行者優先を厳守します。
- 【非常時】 ■ 運搬経路で事故等が発生した場合、速やかに警察に届け出るとともに道路管理者に連絡をして、その指示に従います。
- 【地域調整】 ■ 運搬経路の地域において、他の土砂運搬計画との重複等、調整や協議が必要となった場合、当該地域の打ち合わせ会等に参加し調整に協力します。
- 【法令遵守】 ■ 事業及び土砂の運搬にあたっては、道路交通法等、関係法令を遵守します。

12 基本的基準の特例等その他必要な対応

- ・ 道路幅員5メートル未満の道路を通行する時は、交通誘導員等の配置により事故防止に努めます。

13 他法令の許認可の有無

- ・ 運搬先①について自然公園法申請中。 ・ 運搬先②について農地転用許可申請中。

14 緊急時連絡先

- 当協議書1、2の連絡先と同様 ■ 別添連絡先資料を添付

※山梨県土砂運搬適正化指導要綱第3の2により、上記1～14を運搬計画とする。

15 暴力団員等との関係の有無

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

山梨県富士・東部地域県民センター所長 様

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所 山梨県〇〇市〇〇1-1
[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

株式会社〇〇〇〇

(ふりがな) (だいひょうとりしまりやくしゃちょう 〇〇 〇〇)

氏 名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 (印)

生年月日 昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日